

広島県公安委員会告示第22号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の運転免許取得者等教育について、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条に規定する課程を認定したので、同法第108条の32の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月3日

広島県公安委員会
委員長 北 川 祐 治

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
株式会社広自センター	広島市西区観音新町二丁目10番17号	川 端 伸 夫	広島中央自動車学校	広島市西区観音新町二丁目10番17号	規則第1条第3号に規定する課程	高齢者講習同等認定教育	令和5年3月22日
高島産業株式会社中国自動車学校	広島市南区宇品東三丁目1番50号	田 中 浩 洋	中国自動車学校	広島市南区宇品東三丁目1番50号	規則第1条第3号に規定する課程	認定中国高齢者講習同等	令和5年3月22日
株式会社高陽自動車学校	広島市安佐北区上深川町125番地	田 上 克 彦	高陽自動車学校	広島市安佐北区上深川町125番地	規則第1条第3号に規定する課程	広島県公安委員会認定高齢者講習同等課程	令和5年3月22日
株式会社海田自動車学校	安芸郡海田町蟹原一丁目4番73号	小 川 佳 浩	海田自動車学校	安芸郡海田町蟹原一丁目4番73号	規則第1条第3号に規定する課程	認定海田高齢者講習同等	令和5年3月22日
中国産業株式会社	東広島市西条町御菌宇6180番地	福 居 裕 晃	賀茂自動車学校	東広島市西条中央三丁目7番13号	規則第1条第3号に規定する課程	高齢者講習同等課程	令和5年3月22日
			東広島自動車学校	東広島市西条町郷曾1127番地22	規則第1条第3号に規定する課程	認定高齢者講習同等	令和5年3月22日

道祖園株式会社	安芸郡海田町 三迫一丁目29 番24号	上本益統	道祖園自動車 学校	東広島市八本 松町原10706番 地1	規則第1条第3号 に規定する課程	高齢者講習同等	令和5年3月 22日
株式会社竹原 自動車学校	竹原市中央四 丁目9番1号	堀川直行	竹原自動車学 校	竹原市中央四 丁目9番1号	規則第1条第3号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定高齢者講習同 等課程	令和5年3月 22日
新星工業株式 会社	三原市小坂町 891番地の1	坪内孝道	三原自動車学 校	三原市小泉町 小原山10160番 地4	規則第1条第3号 に規定する課程	認定高齢者講習同 等	令和5年3月 22日
株式会社広島 県尾道自動車 学校	尾道市向東町 8893番地1	迫田祐	広島県尾道自 動車学校	尾道市向東町 8893番地1	規則第1条第3号 に規定する課程	認定高齢者講習同 等	令和5年3月 22日
株式会社山陽 自動車学校	福山市蔵王町 3815番地	横田尚哉	山陽自動車学 校	福山市蔵王町 3815番地	規則第1条第3号 に規定する課程	認定高齢者講習同 等	令和5年3月 22日
			東洋自動車学 校	福山市北本庄 四丁目6番1 号	規則第1条第3号 に規定する課程	認定高齢者講習同 等	令和5年3月 22日
株式会社芦田 川ドライビン グスクール	福山市御幸町 森脇250番地	船石光則	芦田川自動車 学校	福山市御幸町 森脇250番地	規則第1条第3号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定高齢者講習同 等	令和5年3月 22日
公益財団法人 広島県交通安 全協会	広島市佐伯区 石内南三丁目 1番1号	小丸成洋	広島県三次自 動車学校	三次市島敷町 1880番地11	規則第1条第3号 に規定する課程	高齢者講習同等	令和5年3月 22日
株式会社三次 インター自動 車学校	三次市東酒屋 町545番地	升本和良	三次インター 自動車学校	三次市東酒屋 町545番地	規則第1条第3号 に規定する課程	認定高齢者講習同 等	令和5年3月 22日

有限会社東城 自動車教習所	庄原市東城町 戸字588番地	伊藤佳明	東城自動車教 習所	庄原市東城町 戸字588番地	規則第1条第3号 に規定する課程	高齢者講習同等	令和5年3月 22日
------------------	-------------------	------	--------------	-------------------	---------------------	---------	---------------